

- 農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。
- このような最近の変化にも的確に対応しつつ、関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）

しごと

（１）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進



食料・農業政策

くらし

（２）中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

（３）農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の人材の育成及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ（二地域居住）などの多様なライフスタイルの提示
 - ・農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等



食料・農業政策

仕組み

（４）「３つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る「農山漁村発イノベーション」の推進により、農山漁村における雇用・所得を創出。

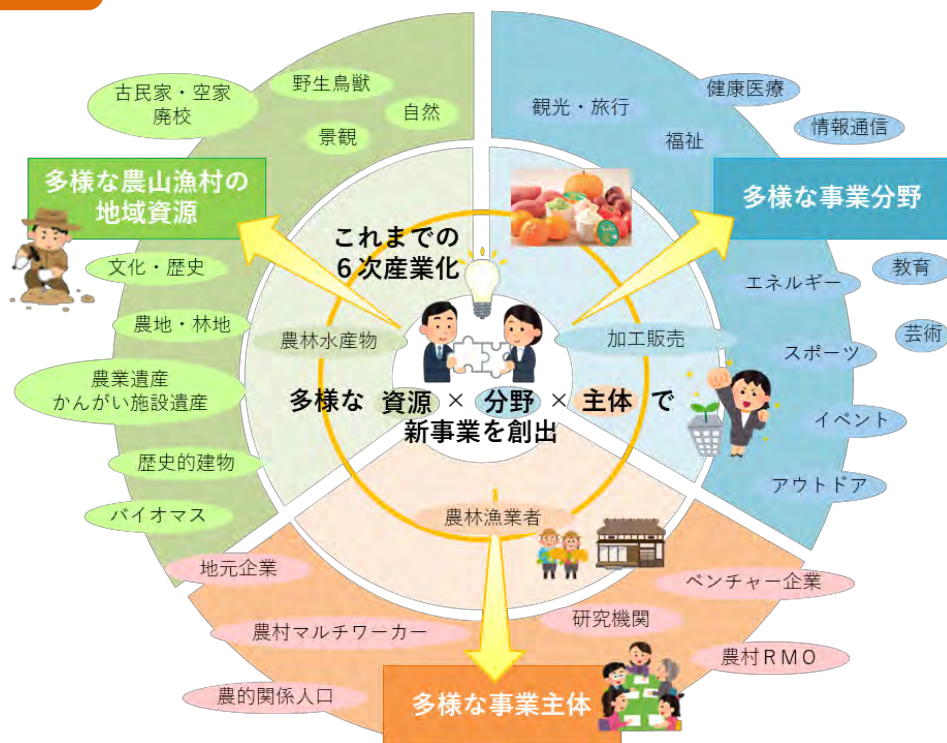
農山漁村発イノベーションの推進

これまでの取組
(6次産業化)

- 地域資源と他分野との組合せが、農林水産物と食品産業など**限定的**

農山漁村発
イノベーション

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村発イノベーションの事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」 ×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。（栃木県宇都宮市）



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。（栃木県壬生町）



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」 ×「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。（長崎県大村市）

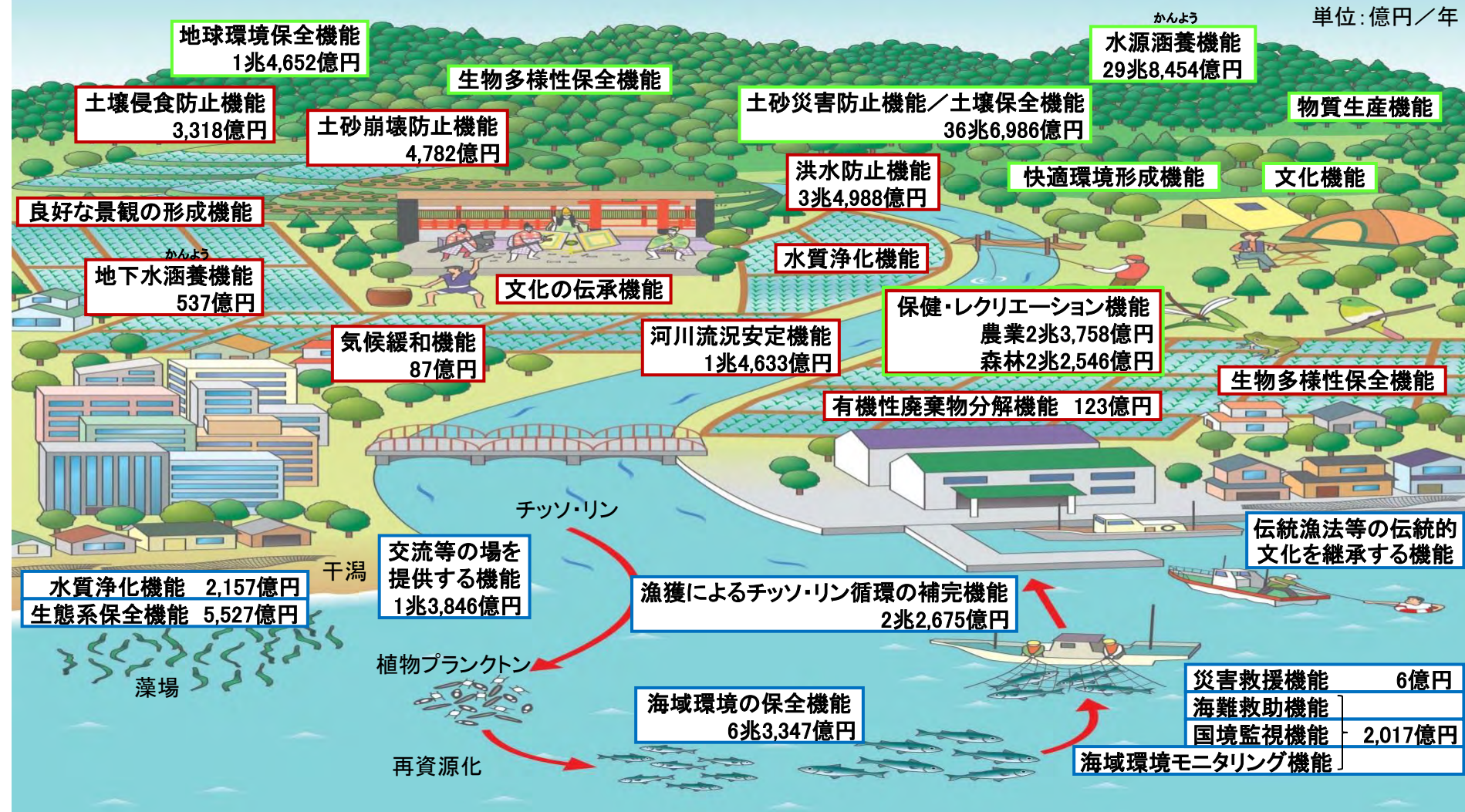


日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能な物理的な機能を中心に貨幣評価※を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能

※一部の貨幣評価可能な機能に限定しても単純に合計すると農業で年間約8兆円、森林で年間約70兆円、水産業・漁村で年間約11兆円。

単位：億円／年

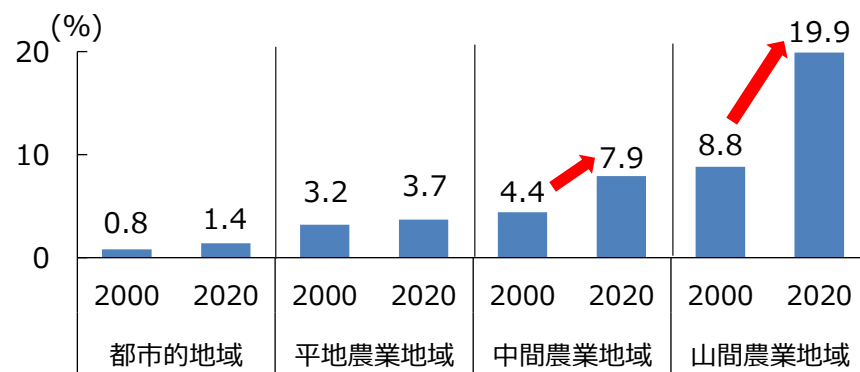


資料：日本学術会議答申（農業、森林：平成13年、水産業・漁村：平成16年）を踏まえ農林水産省で作成

注：機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

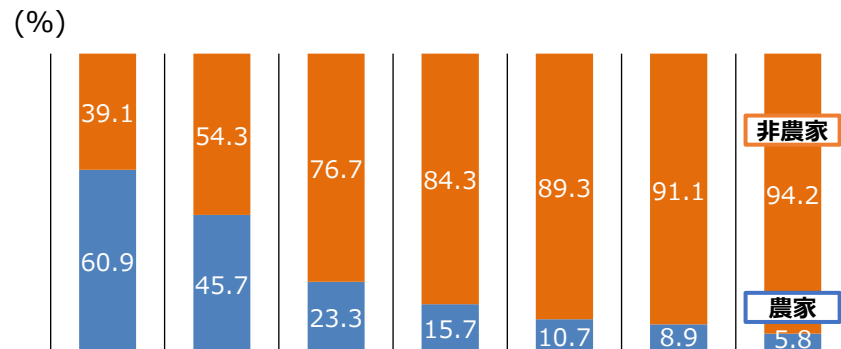
総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

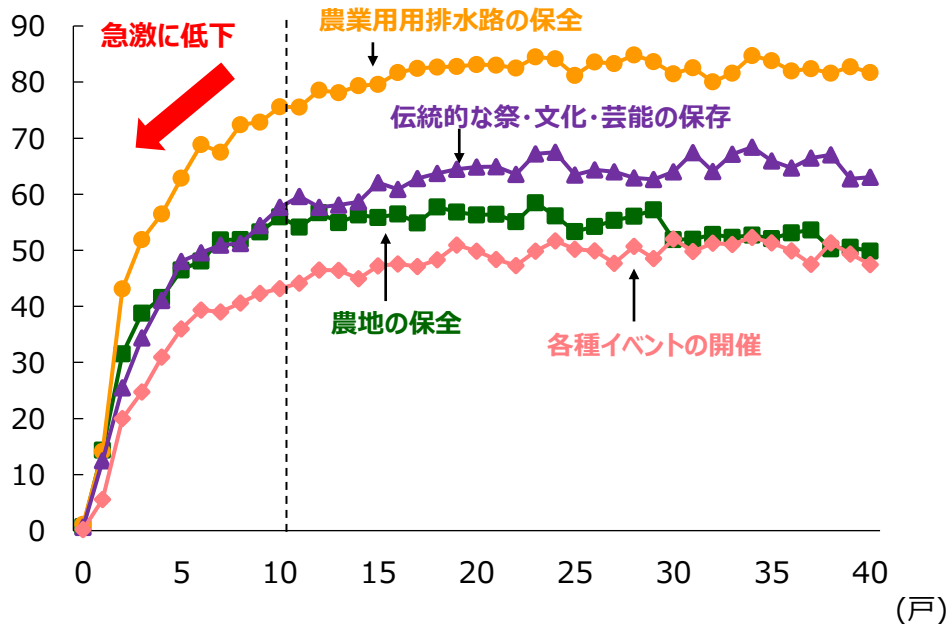
1 農業集落当たりの農家率



1960年 1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2020年

資料：農林水産省「農林業センサス」

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

日本型直接支払制度

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
カバークロップ		6,000
地域特認取組		取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
取組拡大加算	リンゴマルチ（うち、小麦・大麦等）	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
秋耕		800
取組拡大加算		交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a

多面的機能支払

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



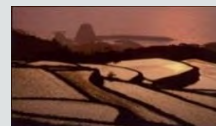
水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000	草地	急傾斜 (15度~)	10,500
	緩傾斜 (1/100~)	8,000		緩傾斜 (8度~)	3,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500	採草放牧地	草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500		急傾斜 (15度~)	1,000
				緩傾斜 (8度~)	300

※ 寒冷地

○ 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。

○ 中山間地域への支援は、農山漁村における人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティの活性化、鳥獣被害対策の推進、観光・福祉・教育・まちづくりと連携した都市農村交流の推進等を柱に実施。

中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	11%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	64%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	75%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	45%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	43%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	38%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑨第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

中山間地域支援施策

1. 農山漁村における人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティの活性化

(1) 地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の強化

- 多面的機能支払交付金(令和6年度予算:486億円)
- 中山間地域等直接支払交付金(令和6年度予算:261億円)

(2) 中山間地域における地域特性を活かした活動の推進

- 中山間地農業ルネサンス事業(令和6年度予算:411億円(優遇措置等を設けて実施))

(3) 地域活性化の担い手となる人材の確保

- 農山漁村振興交付金(令和6年度予算:84億円の内数)

2. 鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣被害防止総合対策交付金(令和6年度予算:99億円)

3. 観光・福祉・教育・まちづくりと連携した都市農村交流の推進

- 農山漁村振興交付金(令和6年度予算:84億円の内数)

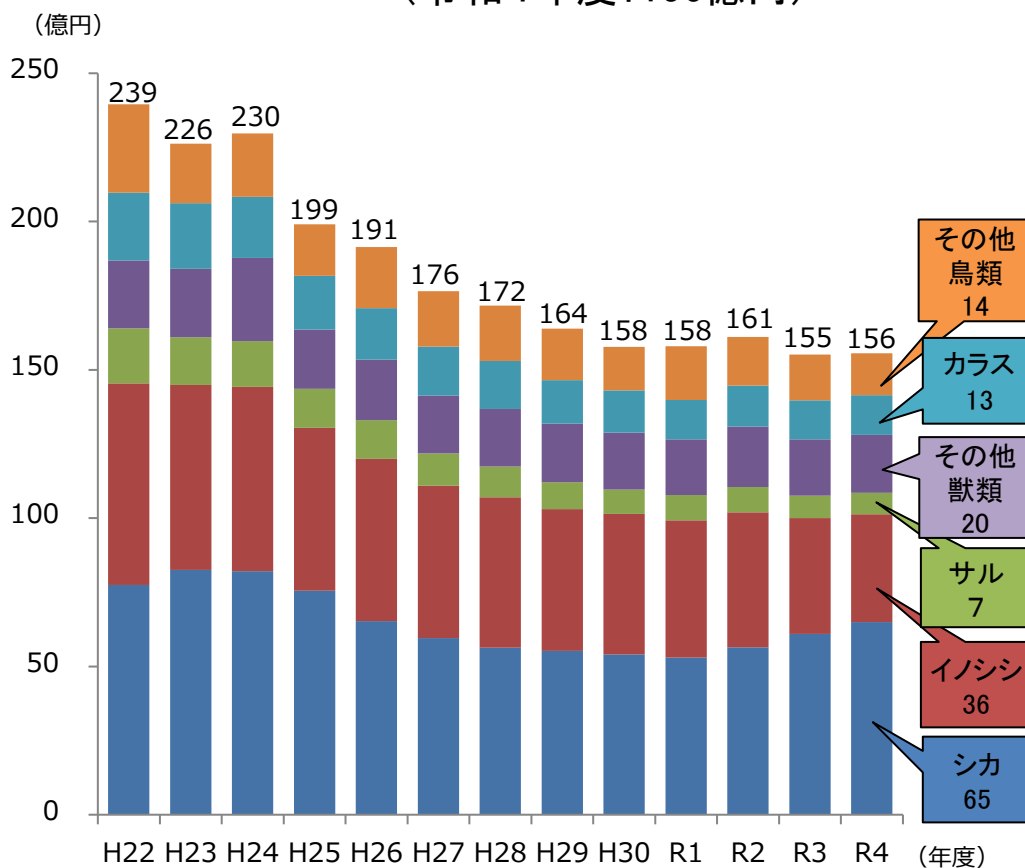
①農泊推進対策

②農福連携対策

③地域の未利用資源の活用による交流等

- 野生鳥獣による農作物被害額は、156億円（令和4年度）。そのうち、全体の約6割がシカ、イノシシによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体数管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和4年度における捕獲頭数は、シカは72万頭、イノシシは59万頭。

○ 野生鳥獣による農作物被害額 （令和4年度：156億円）



資料：都道府県からの報告に基づき農林水産省作成

○ 鳥獣被害対策の3本柱



○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
シカ	59	60	58	60	58	61	67	72	72
イノシシ	52	55	62	55	60	64	68	53	59

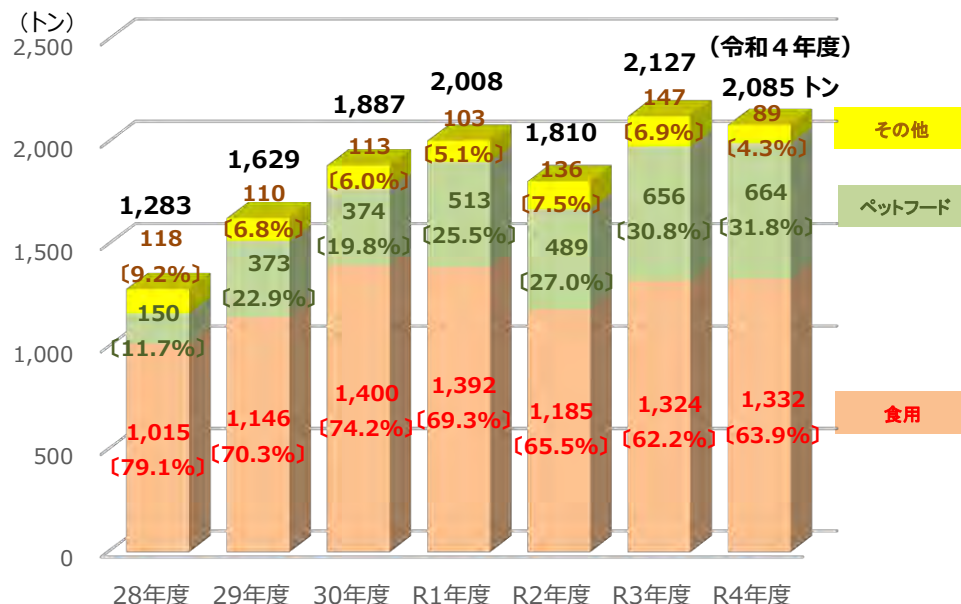
資料：「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」（環境省）に基づき農林水産省作成

- 令和2年6月、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、令和元年度の水準から令和7年度までにジビエ利用量を倍増(4,000t)させる目標を決定。
- 目標達成に向けて、安全・安心なジビエの供給体制の整備や人材育成、国産ジビエ認証制度の普及、需要開拓を推進するとともに、ジビエ利活用事例の取組の横展開を図る。

ジビエ利用の実態

- 全国の750処理加工施設において、令和4年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は157,985頭・羽であり、ジビエ利用量は2,085トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割(※捕獲者による自家消費を除く)。

ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。

(令和6年5月末時点の認証施設数 31件)



国産ジビエ
認証

取組事例：株式会社屋久鹿ジビエ王国 令和5年度鳥獣被害対策優良活動表彰 農林水産大臣賞 受賞

- 地元猟友会の協力のもと、止め刺し後2時間以内に施設へ搬入し、徹底した個体判別と衛生管理のもと、自社企画加工製品の製造や、ペットフードの企画開発販売にも着手し、高品質なジビエを提供。
- シカ肉の魅力を発信するとともに、島内の高校でシカ肉を通じた食肉文化の歴史など学ぶ授業を継続的に実施。



屋久鹿を100%使用
したバーガー



地域イベントへの出店



授業風景

- 農泊については、「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日改訂)」において、平成32年までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」と位置付けられ、平成29年に農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を新設し、令和元年度までに達成。「観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)」においては「農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7年度までに700万人泊とする」とこととされた。
- 農泊推進対策では、令和5年度末までに全国656地域を採択。農泊地域における宿泊者数はコロナ禍以前を上回る水準となった。
- 農泊地域を紹介する国内外向けのプロモーション等の情報発信を積極的に展開。

農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進の状況

- 平成29年～令和5年度末までに全国656地域を採択。
- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域(農泊地域)の宿泊者数は、令和元年度(515地域)の589万人から22万人増加し令和4年度(621地域)は611万人となった。
- 農泊地域を紹介する農泊ポータルサイトの開設、YouTubeでの配信や台湾、欧米豪向けに国内外向けのプロモーション等の情報発信を展開。



農泊ポータル
サイト



仙北市農山村体験推進協議会(秋田県仙北市)

国内外の個人旅行者の誘客拡大に向けて、地域全体にWi-Fi環境、カード決済システム、多言語表記導入などの環境を整備。アルベルゴ・ディフーズ(分散型ホテル)の考え方に基づく地域づくりを目指す。



農家民宿



着物着付け体験

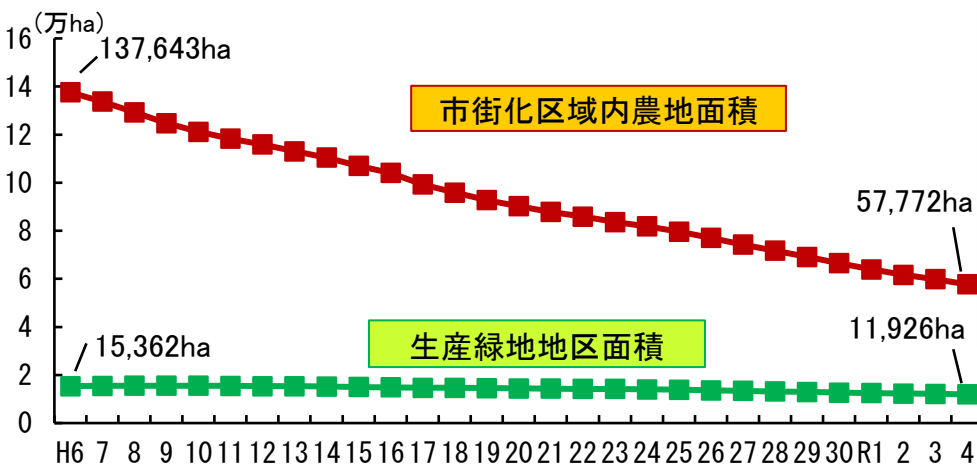
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であるが、都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、都市農業の経営体数は全国の12.4%を占め、農業産出額は6.5%となっている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

○都市農業に関連する指標

	農業経営体	農地面積	販売金額(推計)
全 国	107.6万 経営体	429.7万ha	9兆147億円
都市農業 (対全国比)	13.3万 経営体 (12.4%)	5.8万ha (1.3%) うち生産緑地 1.2万ha(0.3%)	5,898億円 (6.5%)

資料: 全国の数値「2020農林業センサス」、「耕地面積統計(令和5年)」、「農業産出額調査(令和4年)」
都市農業の数値「固定資産の価格等の概要調査(令和4年)」、「都市計画現況調査(令和4年)」、
東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)を用いた推計。

○市街化区域内農地面積の推移



資料: 総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和4年)」、国土交通省「都市計画年報(令和4年)」

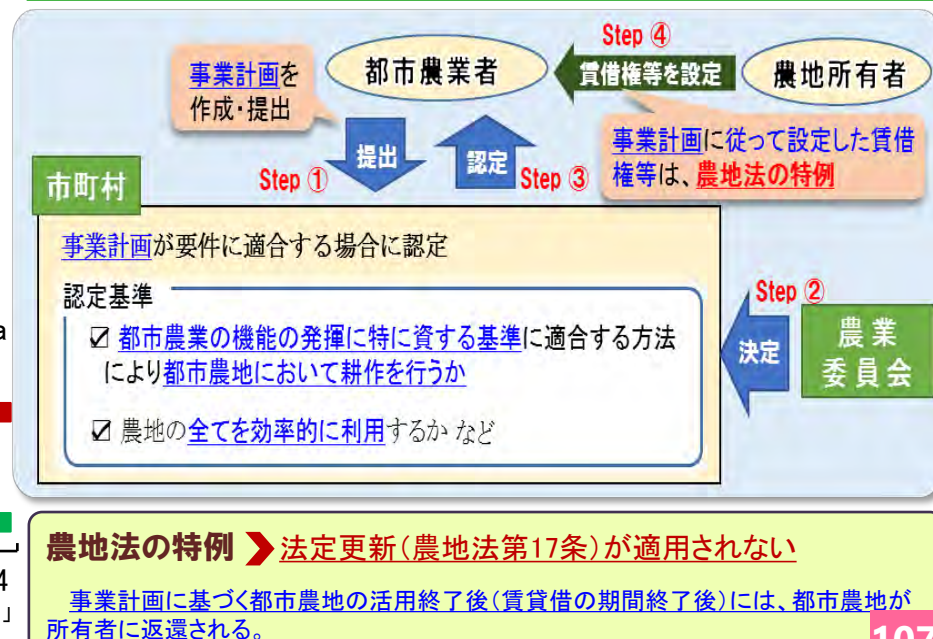
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

課 題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

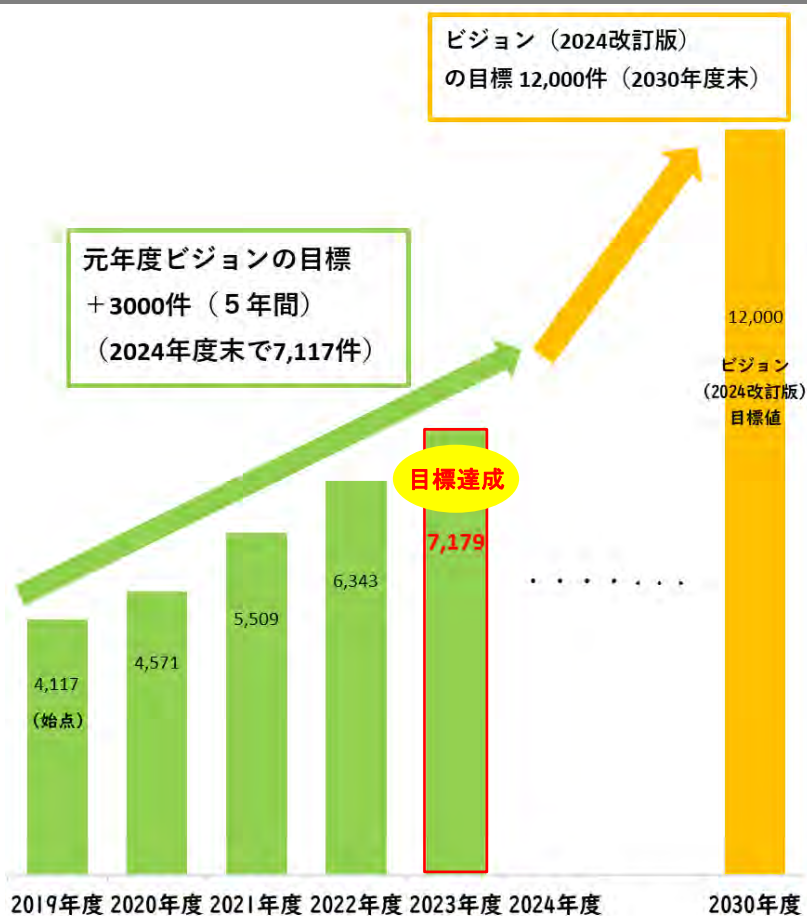
本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。



- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

農福連携の取組主体数の推移



※ 令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」では、2024年度末までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標を設定

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成

未来に広げる

- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

絆を広げる

- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする。

- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)の下、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところ。
- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。

● バイオマス活用推進基本法の概要

バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

● バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月)

○国が達成すべき目標

バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得に向け、以下を2030年度目標として設定。

・環境負荷の少ない持続的な社会の実現

・対象とするバイオマスの種類を拡大
・バイオマスの年間産出量の約80%を利用
(現状:約74%→目標:約80%)

・農山漁村の活性化
・地域の主体的な取組を推進

・全都道府県でバイオマス活用推進計画を策定
・全市町村がバイオマス関連計画を活用

・バイオマス産業の発展

・製品・エネルギー産業のうち
国産バイオマス関連産業で市場
シェアを2倍(1%→2%)に伸長

● 下水汚泥資源の活用推進

下水汚泥にはリンや窒素等の肥料成分を豊富に含有することから、肥料原料としての活用が期待されている。

農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

● バイオマス産業都市選定地域数(市町村数)

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。(令和6年3月末までに103市町村を選定済。)

● 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため、各種許可手続きのワンストップ化等を措置。(令和5年3月末で同法に基づく基本計画を87市町村が作成済み。)

● バイオ燃料法の概要

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための税制・金融等の措置を講ずることにより、バイオ燃料の生産の拡大を推進。(令和6年3月末で同法に基づく事業計画を34件認定。)

● 営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。

○営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計
新規許可件数	102	351	395	404	318	475	653	800	851	4,349
下部農地の面積(ha)	16	55	85	159	80	151	180	133	149	1,007

資料:営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和3年度末現在)(令和5年10月農林水産省農村振興局)を基に作成

注:小数点以下四捨五入